

新統合中学校建設基本設計・実施設計等業務委託
特記仕様書

建築設計編

三田市

目 次

I 業務概要

1 設計と条件

- (1) 敷地の条件
- (2) 施設の条件
- (3) 工事の内容
- (4) 設計条件
- (5) 設計業務に関わる基本方針

II 業務仕様

1 特記仕様書の適用

2 設計業務委託特記仕様書における読替等

3 設計業務の内容及び範囲

- (1) 一般業務
- (2) 追加業務
- (3) 設計に必要な調査業務等

4 業務の実施

- (1) 一般事項
- (2) 適用基準等
- (3) 提出書類
- (4) 業務計画書
- (5) 貸与資料等
- (6) 協議及び記録
- (7) その他、業務の履行に係る条件等

5 管理技術者等の資格要件

- (1) 管理技術者
- (2) 主任技術者の配置
- (3) 建築(意匠)、構造設計主任技術者
- (4) 電気設備、機械設備設計主任技術者
- (5) 照査技術者

6 計画通知における設計者

7 成果物及び提出部数

- (1) 成果物の内容及び部数等

I 業務概要

1 設計条件

(1) 敷地の条件

- ア 敷地の面積 29,307 m²
- イ 用途地域及び地域・地区の指定
- ① 用途地域 市街化調整区域(農業振興地域 農用地区域)
 - ② 建蔽率 60%
 - ③ 容積率 100%
 - ④ 防火地域 指定なし
 - ⑤ 地域・地区 三田市市街地周辺景観計画

(2) 施設の条件

ア 施設の規模及び構造等 ※面積は基本構想時点のもので、基本設計にて再度必要面積は整理検討すること

NO.	用途	構造	階数	延べ面積 [m ²]	備考
1	校舎	RC造	3階	8,685 m ²	校舎、体育館、武道場は、一体の建物としますが、エキスパンションジョイントにより構造上合理的に分離した架構計画を検討する。
2	屋内運動場	RC造	2階	1,475 m ²	
3	武道場	S造	1階	294 m ²	
4	プール	RC造	1階	114 m ²	付帯施設として計画する。
5	部室	S造	1階	160 m ²	付帯施設として計画する。
6	屋外倉庫	S造	1階	90 m ²	付帯施設として計画する。
7	屋外トイレ	RC造	1階	30 m ²	付帯施設として計画する。
			合計	10,848 m ²	

1) 耐震安全性の分類(官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による)

- a 構造体 I類 II類 III類
- b 建築非構造部材 A類 B類
- c 建築設備 甲類 乙類

2) 建築物の類型 令和6年国土交通省告示第8号別添二 第7号第1類

(3) 工事の内容

ア 工事予定時期 新統合中学校基本構想・基本計画による

(4) 設計条件

新統合中学校基本構想・基本計画による他、下記による

ア 詳細な設計条件

① 地盤調査業務一式

a 敷地全体の地盤調査は行っているが、基礎種別等決定のための調査を行う。

② 基本設計業務一式

a 校舎

- ・構造種別は、可変性、工事費、環境への影響等について比較検討し、総合的な判断により決定する。
- ・基礎構造は、地盤調査の結果、構造上の安全性、工事費、環境への影響等について比較検討を行い決定する。

b 体育館、武道場

- ・無柱の大空間が求められるため構造種別、架構形式は構造上の安全性、工事費、環境への影響等について比較検討し、総合的な判断により決定する。

- ・基礎構造は、地盤調査の結果、構造上の安全性、工事費、環境への影響等について比較検討を行い決定する。

c プール棟、部室棟、屋外倉庫棟等の付帯設備

- ・基本平屋建てとし、経済的で構造合理性のある構造種別、架構形式、基礎種別を決定する。

d 電気設備

- ・電力引込は、構内柱を新設し、架空引込にて高圧電力引込を行う。

- ・受変電設備は、電力を使用する教育機器などの種類や数量に応じた容量を確保し、洪水時などで冠水することのない位置に設置する。また、将来の電源増加が可能な計画とする。

- ・災害時の停電を考慮して、非常用電源を整備する。

- ・照明器具は、主として汎用品を使用し、取替がしやすいようにする。

- ・各室の照度は国の学校環境衛生基準に基づき整備する。

- ・安全性に配慮した位置に屋外照明を設置する。

- ・100V コンセントを適宜必要箇所に設置する。各室のコンセント数は多様な使い方をはじめ、清掃・保守管理及び電源が必要な什器備品の設置に十分配慮したものとす。

- ・停電時に可搬型発電機等から給電できるように、体育館に災害分電盤を設置する。

- ・低圧幹線は配管またはケーブルラックに敷設する。

- ・環境に配慮したエコマテリアル（EM）ケーブルを採用する。

- ・学内ネットワークは、高度情報化への対応に十分に配慮する。

- ・防犯カメラ、非常警報設備等の防犯設備や火災報知設備は、生徒や教職員の安全性を確保するため、敷地内・校舎内に適切に配置する。

- ・各種設備機器の故障表示を行う警報盤を職員室に配置し、一元管理する。

- ・太陽光発電設備を敷地内消費で計画し、停電時には特定のコンセント等（体育館や武道場のコンセント等）の利用できるよう計画する。太陽光発電の容量は設計段階で詳細に検討する。

- ・環境学習の一環として児童の目の触れやすい場所に発電電力量の表示パネルを設置する。

e 機械設備

- ・生徒や職員が滞在する教室、居室には空調設備を設置する。

- ・居室は全熱交換器による第一種換気方式(吸気、排気を換気設備で行う方式)とする。トイレ、倉庫などは排気ファンなどによる第三種換気方式(排気を換気設備で行う方式)とし、廊下などから新鮮な空気を確保する。

- ・職員室において、全ての空気調和設備及び換気設備を一括管理できるような機能を導入する。

- ・本建物は3階建であるため、「給水装置工事施工基準受水槽以下装置指導基準(1998年三田市上下水道部)」に基づき受水槽式を採用する。

- ・給湯設備は、特別支援教室、調理室などの特別教室、保健室などに必要に応じて設置する。建物内は汚水・雑排水分流方式、建物外は汚水・雨水分流方式とし、公共柵を新設し排水する。

- ・衛生器具設備は衛生的で使いやすく、汚れにくい機器を採用する。

- ・手洗い器具には非接触型自動水栓を採用する。

f 昇降機設備

- ・障害のある児童等の移動等に配慮し、特別支援教室付近に設置する。

③ 実施設計業務一式

④ グラウンド整備工事（外構工事を含む）設計業務一式

⑤ 基本設計業務の詳細は、別途提示する新統合中学校基本構想・基本計画による

⑥ 工事費概算書を作成する。

⑦ 構造計算適合性判定の申請業務については、通知書の発行を完了させること。

⑧ 建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請業務については、通知書の発行を完了させること。

⑨ 計画通知の申請業務については、確認済証の発行を完了させること。

(5) 設計業務に関わる基本方針

ア 新統合中学校基本構想・基本計画に基づき、三田市の中学校整備事業の向上に資する内容とする。

- ① 各施設は、生徒の多様な学習活動や性格の中で、安全及び健康に支障を生じることの内容安全性等を配慮して計画する。
- ② 将来の学習内容・形態の変化や情報通信機器の導入及び機器の進展等、時代の変化に柔軟に対応できるように将来の更新、増設等を考慮した計画とする。
- ③ 設備機器・システムは環境負荷の低減に配慮するとともに、初期投資時に必要な費用、維持管理に必要な費用等を総合的に考慮したうえで計画し、設計する。
- ④ 第4次さんだエコプランに基づき、照明や空調等でエネルギー効率の高い設備を導入するとともに、建築物の断熱性を高めることによって「ZEB Oriented相当」基準を達成する。

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（統一基準）」による。

1 特記仕様書の適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項の中で□の付いたものについては、■の付いたものを適用する。
- (2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。
- (3) —印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

2 設計業務委託特記仕様書における読替等

公共建築設計業務委託共通仕様書中「調査職員」とあるのは「監督職員」、「検査職員」とあるのは「検査員」に読み替えるものとする。

3 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務

ア 基本設計

項 目		対象外業務
■ 設計条件等の整理	■ 条件整理	<input type="checkbox"/>
	■ 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>
■ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	■ 法令上の諸条件の調査	<input type="checkbox"/>
	■ 計画通知に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>
■ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		<input type="checkbox"/>
■ 基本設計方針の策定	■ 総合検討	<input type="checkbox"/>
	■ 基本設計方針の策定及び建築主への説明	<input type="checkbox"/>
■ 基本設計図書の作成		<input type="checkbox"/>
■ 概算工事費の検討		<input type="checkbox"/>
■ 基本設計内容の建築主への説明等		<input type="checkbox"/>

(注)1 基本設計時における工事費概算額の算定にあたっては、類似する複数の物件を調査等した上で参考にし、適切な算定を行うこと。

イ 実施設計

項 目		対象外業務
■ 要求等の確認	■ 発注者の要求等の確認	<input type="checkbox"/>
	■ 設計条件等の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>
■ 法令上の諸条件の調査及	■ 法令上の諸条件の調査	<input type="checkbox"/>

び関係機関との打合せ	■ 計画通知に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>
■ 実施設計方針の策定	■ 総合検討	<input type="checkbox"/>
	■ 実施設計のための基本事項の確定	<input type="checkbox"/>
	■ 実施設計方針の策定及び発注者への説明	<input type="checkbox"/>
■ 実施設計図書の策定	■ 実施設計図書の作成	<input type="checkbox"/>
	■ 計画通知書の作成	<input type="checkbox"/>
■ 概算工事費の検討		<input type="checkbox"/>
■ 実施設計内容の建築主への説明等		<input type="checkbox"/>

ウ 設計意図の伝達

項 目	対象外業務
<input type="checkbox"/> 設計図書を正確に伝えるための質疑応答、説明等	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	<input type="checkbox"/>

(注)1 実施設計時における工事費概算額の算定にあたっては、類似する複数の物件を調査等した上で参考にし、適切な算定を行うこと。

エ 実施設計業務等に含まれる業務等

実施設計業務は、I-4-(4)-アに基づき行うが、以下の業務等を含むものとする。

- ① 工事に伴う仮設計画の検討設計
- ② 関係法令への適合確認
- ③ 外構計画の検討及び設計(防火水槽、擁壁、高木、排水)
- ④ 旧中学校からの移転計画の検討設計

オ 現況調査業務

■ 現況調査

現地調査結果に基づいて、設計に反映させること。

- ① 建築工事
 - ・ 現況の状況
 - ・ ヒアリングの実施(教職員、地域住民、生徒等)
 - ・ 他自治体の事例確認、ヒアリングの実施
- ② 電気設備工事
 - ・ 現況インフラの状況
 - ・ 他自治体の事例確認、ヒアリングの実施
- ③ 機械設備工事
 - ・ 現況インフラ設備の状況
 - ・ 他自治体の事例確認、ヒアリングの実施

■ 現況図の作成

- 既設建築設備機器類の耐震性能調査

(2) 追加業務

■ 積算業務(建築・電気・機械)

- ・ 工事費内訳明細書の作成
- ・ 積算数量算出書の作成
- ・ 単価資料の作成
- ・ 見積徴収及び見積比較検討資料の作成、見積先・担当者連絡先リストの作成

- 透視図作成等 : 種類(外観・内観・俯瞰等)、判の大きさ(A3程度)、枚数(10程度)、額の有無(有)及び材料(アルミ製)

- 模型製作等 : 縮尺(1/)、ケースの有無(有)及び材質(製)

- 計画通知又は建築確認申請（建築基準関係規定（みなし規定を含む）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む）に関する手続き及びこれに付随する詳細協議（申請手数料を除く）
 - 各種法令・条例（建築基準関係規定（みなし規定を含む）等に係る法令・条例に関する許認可等を除く）に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続き及びこれに付随する詳細協議（申請手数料を除く）
 - 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
 - 高層建築物等防災計画書の作成等に関する指導要綱(兵庫県平成13年8月1日施行)に基づく三田市高層建築物等防災計画書の作成及び建築防災計画評定への申込み（□申込有 □申込無）
 - グリーン購入計画書の作成
 - リサイクル計画書の作成
 - 建築物環境性能評価制度(CASBEE)に係る業務
 - 概略工事工程表の作成(週休二日実施検討含む)
 - テレビ電波障害のための机上検討
 - 日影図の作成
 - 住民説明用資料の作成
 - 長期修繕計画書の作成
 - 概算工事費の算出
 - ア 市場調査
 - イ メーカーヒアリング
 - ウ ゼネコンヒアリング
 - その他（ ）
 - ア 景観法届出資料の作成
 - イ バリアフリー法に基づく意見聴取、申請
 - ウ ZEB Oriented 達成を目標とした技術検討、計算、および申請業務
- (3) 設計業務に併せて行う調査業務等
- アスベスト含有建材調査分析
 - 地質調査及び報告書作成業務
 - その他（ ）
 - ア
 - イ

4 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ウ 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- エ 記載されていない事項は、令和6年国土交通省告示第8号別添一の設計条件による。

(2) 適用基準等

適用基準等は、関係法令のほか、次の基準等による。また、特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した最新版を基準とする。なお、次の基準の一部は、国土交通省ホームページで公開している。

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_index.htm]

ア 共通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準

- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- イ 技術・性能・仕様等適用基準
 - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
 - 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
 - 建築物解体工事共通仕様書
 - 建築工事標準詳細図
 - 建築設計基準
 - 建築改修設計基準
 - 建築構造設計基準
 - 建築設備計画基準
 - 建築設備設計基準
 - 建築工事設計図書作成基準
 - 建築設備工事設計図書作成基準
 - 敷地調査共通仕様書
 - 擁壁設計標準図
 - 構内舗装・排水設計基準
 - 排水再利用・雨水利用システム計画基準
 - 建築設備耐震設計・施工指針
 - 建築設備設計計算書作成の手引き
- ウ 積算等適用基準
 - 公共建築工事積算基準
 - 公共建築工事標準単価積算基準
 - 公共建築工事共通費積算基準
 - 公共建築工事標準歩掛り
 - 公共建築数量積算基準
 - 公共建築設備数量積算基準
 - 公共建築工事内訳書基準書式（建築工事編・設備工事編）
 - 公共建築工事見積標準書式（建築工事編・設備工事編）
 - 建築工事内訳書作成要領（建築工事編・設備工事編）

(3) 提出書類

本業務の実施にあつては、次の書類を作成し、監督職員に提出しなければならない。

- ア 設計業務標準書式集
- イ その他（ ）

(4) 業務計画書

ア 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

イ 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

- ① 業務概要
- ② 業務方針
- ③ 業務工程（現地調査及び実施設計の説明並びに検査予定等）
- ④ 業務実施体制・連絡体制（管理技術者・主任技術者・協力事務所担当者の主な実績・経歴・手持業務状況、照査担当者等）
- ⑤ 提出書類チェックリスト・照査報告書

⑥ その他監督職員が必要に応じ指定する事項

(5) 貸与資料等

設計にあつては、次の資料等を貸与するものとし、貸与時は貸与物リストを作成の上、監督職員に提出しなければならない。

- 基本構想・基本計画（製本、電子データ）
- 基本計画説明書（製本、電子データ）
- 基本設計図書一式（製本、電子データ）
- 地質調査報告書（製本、電子データ）
- 敷地測量図（製本図、CAD データ）
- 既存建築設計図（意匠図）（製本図（竣工図）、CAD データ（竣工図））
- 既存建築設計図（構造図）（製本図（竣工図）、CAD データ（設計図））
- 既存建築設備設計図（電気設備図）（製本図（竣工図）、CAD データ（竣工図））
- 既存建築設備設計図（機械設備図）（製本図（竣工図）、CAD データ（竣工図））
- 既存施設設備機器等仕様書（紙ファイル、電子データ）
- 類似施設建築設計図（製本図（竣工図）、CAD データ（竣工図））
- 類似施設設備設計図（製本図（竣工図）、CAD データ（竣工図））
- 各種修繕・改修工事設計図書
- 営繕積算システム RIBC2、内訳書数量入力システム（LITE）用単価ファイル（金抜き）等

(6) 協議及び記録

協議は次の時期に行い、その記録を書面に残すものとする。

- ア 業務着手時
- イ 監督職員又は管理技術者が必要と認めたととき
- ウ その他（施設管理者への意向確認時、実施設計方針決定時、関係官公庁等との調整時）

(7) その他、業務の履行に係る条件等

ア 指定部分の範囲及び履行期限

なし

- あり
 - ②基本設計時工事費概算額の提出（履行期限については総則参照）
※可能な限り早期に提出し、コストを踏まえた工事内容の検討ができるようにすること。
 - ①基本設計図書一式（履行期限については総則参照）
 - ②実施設計時工事費概算額の提出（履行期限については総則参照）
※可能な限り早期に提出し、コストを踏まえた工事内容の検討ができるようにすること。
 - ③実施設計図書一式（履行期限については総則参照）

イ 成果物の体裁等

① 実施設計の設計原図には、表題欄に設計業務名、受注者名表示、工事名称、図面名称、縮尺、図面番号及び発注部局表示・押印等の欄を設ける。

② 電子データの成果物は下記によることとし、業務委託名を電子媒体の表面に表示して1部提出すること。

1) 図面一式（CAD データ）

- a 電子媒体（ CD-R 又は DVD-R （ ））
- b CAD ファイル形式（ DXF DWG JWW MPZ ）

※上記の内、いずれか2つ以上

※図面ファイル名は「工事名(長くなる場合は略称可)_図面番号_図面名称(長くなる場合は略称可)」とする。

例 三田市庁舎改修_A08_2階平面図(改修)

- c その他ファイル形式（ PDF （ ））

2) 構造計算書及び各種設備計算書

3) 透視図

- 4) 業務中に作成した提出書類及び協議録等
- 5) 業務中に行った申請書類及び申請書類作成データ
- 6) その他監督職員が指定するもの

ウ 成果物の取り扱いについて

当該設計に係る著作権は、三田市に帰属するものとし、提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

エ 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

オ 成果物の提出について

成果物等はイーキーキャビネット A4 判、キングファイル 8cm 幅等に納めて納入すること。

成果物の提出場所 (三田市公共施設マネジメント推進課)

5 管理技術者等の資格要件

(1) 管理技術者

設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とし、以下の要件を満たす者とする。

ア 資格要件

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による			
<input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士	<input type="checkbox"/> 二級建築士	<input type="checkbox"/> 建築設備士	<input type="checkbox"/> 設備設計一級建築士

イ 実務要件

- ① 公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を適用した業務の経験を有すること。
- ② 実務経験年数

建築に関する実務経験(建築士法施行規則第 1 条の 2 に定める内容)年数			
<input type="checkbox"/> 18 年以上	<input type="checkbox"/> 13 年以上	<input checked="" type="checkbox"/> 8 年以上	<input type="checkbox"/> 5 年以上

ウ その他

- 管理技術者は、建築(意匠)分野の主任担当技術者を兼務することができる

(2) 主任技術者の配置

下記の業務について配置するものとし、各業務及び照査技術者の兼務は不可とする。

- 建築(意匠) 建築(構造) 建築(積算)
- 電気設備 機械設備

(3) 建築(意匠)、構造設計主任技術者(※協力者(建築(意匠)・構造を再委託する場合)も同様。)

- ア又はイのいずれかの要件を満たすもの
- ア及びイの要件を満たすもの

ア 資格要件

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による			
<input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士	<input type="checkbox"/> 二級建築士	<input type="checkbox"/> 建築設備士	<input type="checkbox"/> 設備設計一級建築士

イ 実務要件

- ① 公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を適用した業務の経験を有すること。
- ② 実務経験年数

建築に関する実務経験(建築士法施行規則第 1 条の 2 に定める内容)年数			
<input type="checkbox"/> 18 年以上	<input type="checkbox"/> 13 年以上	<input checked="" type="checkbox"/> 8 年以上	<input type="checkbox"/> 5 年以上

- (4) 電気設備、機械設備設計主任技術者(※協力者(電気・機械設備を再委託する場合)も同様。)
設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とし、以下の要件を満たす者とする。

- ア又はイのいずれかの要件を満たすもの
 ア及びイの要件を満たすもの

ア 資格要件

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による			
<input type="checkbox"/> 一級建築士	<input checked="" type="checkbox"/> 建築設備士	<input checked="" type="checkbox"/> 設備設計一級建築士	<input type="checkbox"/>

イ 実務要件

- ① 公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を適用した業務の経験を有すること。
② 実務経験年数

建築に関する実務経験(建築士法施行規則第 1 条の 2 に定める内容)年数			
<input type="checkbox"/> 18 年以上	<input type="checkbox"/> 13 年以上	<input checked="" type="checkbox"/> 8 年以上	<input type="checkbox"/> 5 年以上

(5) 照査技術者

受託者は、設計業務における技術上の照査を行い、業務の成果品の品質を確保し保証するため、照査技術者を定めるものとする。

- 照査技術者と主任技術者は兼ねることができない
※管理技術者が主任技術者を兼ねる場合は同様に照査技術者を兼ねることはできない

- ア又はイのいずれかの要件を満たすもの
 ア及びイの要件を満たすもの

以下の要件を満たす者とする。

ア 資格要件

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による			
<input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士	<input type="checkbox"/> 建築設備士	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 資格要件は不要

イ 実務要件

- ① 実務経験年数

建築に関する実務経験(建築士法施行規則第 1 条の 2 に定める内容)年数			
<input type="checkbox"/> 18 年以上	<input type="checkbox"/> 13 年以上	<input checked="" type="checkbox"/> 8 年以上	<input type="checkbox"/> 5 年以上

6 計画通知における設計者

計画通知における設計者は次による。

- 受注者
 発注者

7 成果物及び提出部数

(1) 成果物の内容及び部数等

ア 基本設計

成果物	部数	規格	備考
① 総合(意匠)	各 3 部	A3 版	
<input checked="" type="checkbox"/> 基本設計説明書 <input checked="" type="checkbox"/> 基本設計図(仕様概要書・仕上概要書・面積表及び求積図・敷地案内図・平面図(各階)・断面図・立面図) <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 仮設計画概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 各種計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書			
② 構造	各 3 部	A3 版	
<input checked="" type="checkbox"/> 構造計画説明書 <input checked="" type="checkbox"/> 構造設計概要書			
③ 電気設備	各 3 部	A3 版	
<input checked="" type="checkbox"/> 電気設備計画説明書			

<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気設備設計概要書 ■ 工事費概算書 			
④ 機械設備	各3部	A3版	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 給排水衛生設備計画説明書 ■ 給排水衛生設備設計概要書 ■ 空調換気設備計画説明書 ■ 空調換気設備設計概要書 ■ 工事費概算書 			
⑤ 昇降機設備	各3部	A3版	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 昇降機設備計画説明書 ■ 昇降機設備設計概要書 ■ 工事費概算書 			

(注)1 建築物の計画に応じ、必要としないものがあるので監督職員の指示による。

(注)2 「計画説明書」には、設計趣旨及び計画概要に関する記載を含む。

(注)3 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

イ 基本設計時作成資料

① 検討書関係			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種技術資料等 	各1部	A4版	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 各記録書 	各1部	A4版	
□	各1部	A4版	

ウ 実施設計

成果物	部数	規格	備考
① 総合(意匠)	各3部	A3版	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物概要書 ■ 総合(意匠)設計図 <ul style="list-style-type: none"> ■ 特記仕様書 ■ 仕上表 ■ 面積表及び求積図 ■ 敷地案内図 ■ 配置図 ■ 平面図(各階) ■ 断面図 ■ 立面図(各面) ■ 矩計図 ■ 展開図 ■ 天井伏図(各階) ■ 平面詳細図(各階) ■ 部分詳細図 ■ 建具配置図 ■ 建具表 ■ サイン配置図 ■ サイン詳細図 ■ 家具配置図 ■ 家具詳細図 ■ 外構図 ■ 外構詳細図 ■ 総合仮設計画図 ■ 移転計画図 □ ｱｽﾌﾙﾄ含有建材除去図 ■ 遊具詳細図 			
② 構造	各3部	A3版	
<ul style="list-style-type: none"> 構造設計図 <ul style="list-style-type: none"> ■ 特記仕様書 ■ 構造基準図 ■ 伏図(各階) ■ 軸組図 ■ 部材断面図 ■ 標準詳細図 ■ 部分詳細図 			
③ 電気設備	各3部	A3版	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> ■ 特記仕様書 ■ 敷地案内図 ■ 配置図 ■ 受変電設備図 ■ 非常電源設備図 ■ 幹線系統図 ■ 電灯設備図 ■ 動力設備図 ■ 構内情報通信網設備図 ■ 構内交換設備図 ■ 情報表示設備図 ■ 映像・音響設備図 ■ 拡声設備図 ■ 誘導支援設備図 ■ ｺﾝﾋﾞ 共同受信設備 ■ 監視ｶﾏﾗ設備図 ■ 火災報知設備図 ■ 中央監視制御設備図 ■ 太陽光発電設備 ■ 屋外設備図 			
④ 機械設備	各3部	A3版	

<ul style="list-style-type: none"> ■ 給排水衛生設備設計図 ■ 特記仕様書 ■ 敷地案内図 ■ 配置図 ■ 衛生器具設備図 ■ 給水設備図 ■ 排水設備図 ■ 給湯設備図 ■ 消火設備図 ■ 配膳設備図 ■ ガス設備図 □ し尿浄化槽設備図 □ ごみ処理設備図 □ さく井設備図 ■ 屋外設備図 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空調換気設備設計図 ■ 特記仕様書 ■ 敷地案内図 ■ 配置図 ■ 機器表 ■ 空調和設備図 ■ 換気設備図 ■ 自動制御設備図 ■ 排煙設備図 ■ 屋外設備図 		
⑤ 昇降機設備		各3部	A3版
<ul style="list-style-type: none"> ■ 昇降機設備設計図 ■ 特記仕様書 ■ 敷地案内図 ■ 配置図 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自動制御設備図 ■ 昇降機設備図 □ 特殊搬送設備図 		

(注)1 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので監督職員の指示による。

(注)2 改修工事においては、各図面の改修前と改修後の図面を作成すること。

工 実施設計時作成資料

成果物	部数	規格	備考
① 積算書類関係			
■ 積算業務(工事費内訳明細書)	各1部	A4版	建築・電気設備・機械設備
■ 積算数量算出書	各1部	A4版	
■ 見積検討資料(見積書・単価資料含む)	各1部	A4版	
■ 照査結果報告書	各1部	A4版	
② 検討書関係			
■ 構造計算書	各2部	A4版	製本又はファILINGにより提出
■ 工事費概算書	各1部	A4版	#
■ 現況調査業務報告書	各1部	A4版	インフラ・法令不適合報告含む#
■ 工事監理用観音開き製本図面	各5部	A3版	見開き A3版・分離発注時は各工事ごと
■ 入札用図面	各1部	A4版	監督職員の指示(バラ又はPDF)
■ 打合せ記録簿	各1部	A4版	製本又はファILINGにより提出
□ 設計原図	各1部	A3版	
■ 現況図作成	各1部	A3版	
■ グリーン購入計画書	各1部	A4版	
■ リサイクル計画書	各1部	A4版	
■ 概略工事工程表	各1部	A4版	製本又はファILINGにより提出
■ テレビ電波障害調査及び調査書の作成	各1部	A4版	
■ ASベスト含有建材調査分析報告書	各1部	A4版	製本又はファILINGにより提出
■ 地質調査業務報告書	各1部	A4版	
■ 長期修繕計画書	各1部	A4版	
■ その他(敷地測量図)	各1部	A3版	製本又はファILINGにより提出
□ その他()	各1部	A3版	製本又はファILINGにより提出
③ 届出書類関係			
■ 建築基準法に基づく許可申請	正副1部	A4版	法令に基づく手続きは不要の場合でもチェックした結果
■ 建築基準法に基づく計画通知図書	正副1部	A4版	とまとめること。
■ 建築物エネルギー消費性能適合性判定関係書類	正副1部	A4版	以下同様
■ 福祉のまちづくり条例関係書類	正副1部	A4版	
■ 都市計画法に基づく申請書類	正副1部	A4版	
■ 景観法に基づく申請書類	正副1部	A4版	
■ 防災計画書等	正副1部	A4版	

■ 他官公署等申請・届出関係書類	正副1部	A4版	
■ その他届出	正副1部	A4版	
④ その他			
□ 模型			
■ 透視図			

(注)1 工事費内訳明細書は営繕積算システム RIBC2、内訳書数量入力システム (LITE) により作成すること。

(注)2 営繕積算システム RIBC2、内訳書数量入力システム (LITE) については(財)建築コスト管理システム研究所と利用契約等を結び、本市より貸与する単価ファイル(金抜き)を用いて入力作業を行うこと。

(注)3 提出するファイルは内訳明細書(名称、摘要、単位、数量、備考、別紙明細書、代価表)及び見積比較表等が入力されたものとする。